

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

○介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
目次	第一章～第四章	（略）	第五章～第七章	（略）
第一章除	第四章の二 地域支援事業（第三十七条の二）	（略）	第五章～第七章	（略）
附則	第二十二条の二	（略）	附則	（略）
（高額介護サービス費）	（高額介護サービス費）	（高額介護サービス費）	（高額介護サービス費）	（高額介護サービス費）
2～6	（略）	2～6	（略）	2～6
7 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から五月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から五月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一条）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。	7 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から五月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十九条の二第七項において同じ。）及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から五月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。第二十九条の二第七項において同じ。）の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一条）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。	7 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から五月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十九条の二第七項において同じ。）及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から五月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。第二十九条の二第七項において同じ。）の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一条）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。		

三十四年法律第四十一条）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8～11

（略）

第四章の二 地域支援事業

（地域支援事業の額）

第三十七条の二 法第一百五十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込額等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。次項において同じ。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第一百五十五条の三十八に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防事業（法第一百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。

法第一百二十二条第一項に規定する市町村について前項の規定を

適用する場合においては、給付見込額は、法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

3 第一項の規定にかかるらず、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあっては、地域支援事業（介護予防事業を除く。）に係る政令で定める額は、これを三百万円とし、介護予防事業に係る政令で定める額は、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

第五章 保険料

（保険料率の算定に関する基準）

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることをとする。

第一次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの（ロに該当するものを除く。）

(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。）

(2) （略）

第五章 保険料

（保険料率の算定に関する基準）

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることをとする。

第一次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの（ロに該当するものを除く。）

(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。）

(2) （略）

（略）

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

二 イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前半中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

三 イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

四 イ 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

五 イ 次のいずれかに該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ （略）

（略）

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第四号ロに該当する者を除く。）

三 イ 市町村民税世帯非課税者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第四号ロに該当する者を除く。）

三 イ 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ （略）

六口（略）

2 前項の基準額は、計画期間（法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。

3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

1 介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

2 法第百二十二条、第三項及び第四項並びに第五項の規定による負担金、法第百二十二条の規定による調整交付金、法第百二十二条の二並びに法第百二十三条第三項及び第六項の規定による交付金、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第百二十六条の規定による地域支援事業支授交付金、法第百二十七条及び第八項の規定による補助金その他の介護保険事業に要する費用のための収入（介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

3 第二項の補正第一号被保険者数は、計画期間における各年度に規定する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

4 第二項の予定保険料収納率は、計画期間における各年度に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込額の合算額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率とする。

5 第二項の補正第一号被保険者数は、計画期間における各年度に

五口（略）

2 前項の基準額は、事業運営期間（法第百四十七条第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。以下同じ。）ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。

3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、事業運営期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

1 介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

2 法第百二十二条、第三項及び第四項の規定による負担金、法第百二十二条の規定による調整交付金、法第百二十二条の二並びに法第百二十三条第三項及び第六項の規定による介護給付費交付金、法第百二十七条及び第八項の規定による補助金その他の介護保険事業に要する費用のための収入（介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

3 第二項の補正第一号被保険者数は、事業運営期間における各年度に規定する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

4 第二項の予定保険料収納率は、事業運営期間における各年度に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込額の合算額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率とする。

5 第二項の補正第一号被保険者数は、事業運営期間における各年

について第一項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、それぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が第一項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）を乗じて得た数を合計した数を当該計画期間について合算した数とする。

6 第一項第五号の基準所得金額は、すべての市町村に係る同項第一号若しくは第二号又は第三号に該当する第一号被保険者数の見込数にそれぞれ四分の二又は四分の一を乗じて得た数と、すべての市町村に係る同項第五号又は第六号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数にそれぞれ四分の一又は四分の二を乗じて得た数と、すべての市町村に係る同項第五号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数にそれぞれ四分の二又は四分の一を乗じて得た数と、すべての市町村に係る同項第四号又は第五号に該当することとなる第一号被保険者数の見込数にそれぞれ四分の一又は四分の二を乗じて得た数と、すべての市町村に係る同項第一号に規定する事業運営期間をいう。）とあるのは、「事業実施期間（法第百四十八条第二項に規定する事業実施期間をいう。）」と、第一項中「計画期間」とあるのは、「事業実施期間」と、同項第一号中「償還に要する費用の額」とあるのは、「償還に要する費用の額」、市町村相互財政安定化事業（法第百四十八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業をいう。以下この条において同じ。）により負担する費用の額」と、同項第二号中「補助金」とあるのは、「補助金、市町村相互財政安定化事業により交付される費用の額」と、第四項及び第五項中「計画期間」とあるのは、「事業実施期間」とする。

7 法第百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について第三項から第五項までの規定を適用する場合においては、第二項中「計画期間（法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。）」とあるのは、「事業実施期間（法第百四十八条第二項に規定する事業実施期間をいう。）」と、第一項中「計画期間」とあるのは、「事業実施期間」と、同項第一号中「償還に要する費用の額」とあるのは、「償還に要する費用の額」、市町村相互財政安定化事業（法第百四十八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業をいう。以下この条において同じ。）により負担する費用の額」と、同項第二号中「補助金」とあるのは、「補助金、市町村相互財政安定化事業により交付される費用の額」と、第四項及び第五項中「計画期間」とあるのは、「事業実施期間」とする。

7 法第百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について第二項から第五項までの規定を適用する場合においては、第二項中「事業運営期間（法第百四十七条第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。）」とあるのは、「事業実施期間（法第百四十八条第二項に規定する事業実施期間をいう。）」と、第一項中「計画期間」とあるのは、「事業実施期間」と、同項第一号中「保健福祉事業に要する費用の額」とあるのは、「保健福祉事業に要する費用の額、市町村相互財政安定化事業（法第百四十八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業をいう。以下この条において同じ。）により負担する費用の額」と、同項第二号中「補助金」とあるのは、「補助金、市町村相互財政安定化事業により交付される費用の額」と、第四項及び第五項中「計画期間」とあるのは、「事業実施期間」とする。

(特別の基準による保険料率の算定)

第三十九条 前条第一項の規定にかかるわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

一 次のいずれかに該当する者 四分の一を標準として市町村が定める割合

イ・ロ (略)

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。)

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。)

三 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。)

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。)

五 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

六 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

七 (略)

(特別の基準による保険料率の算定)

第三十九条 前条第一項の規定にかかるわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

一 次のいずれかに該当する者 四分の一を標準として市町村が定める割合

イ・ロ (略)

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。)

二 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。)

三 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前二号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。)

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合

イ 地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

2 市町村は、前項の規定により、同項各号に規定する割合並びに

第五号イ及び第六号イに規定する額並びに同項第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めに当たつては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようするものとする。

3・4 (略)

3・4 (略)

同項第四号イ及び第五号イに規定する額を定めるに当たつては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようするものとする。

○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百三十二号）（抄）
(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
<p>(国の介護給付費に対する負担金の額)</p> <p>第一条 介護保険法（以下「法」という。）第一百二十二条第一項の規定により、毎年度国が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における次に掲げる額の合算額の百分の二十に相当する額とする。</p> <p>一 法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給に要した費用の額</p> <p>二 法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費、特例介護予防サービス計画費、高額介護予防サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給に要した費用の額</p> <p>2 法第一百二十二条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合においては、居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費又は介護予防住宅改修費の支給に要した費用の額は、法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条</p>	<p>(国の介護給付費に対する負担金の額)</p> <p>第一条 介護保険法（以下「法」という。）第一百二十二条第一項の規定により、毎年度国が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して負担する額は、各市町村につき、当該年度における次に掲げる額の合算額の百分の二十に相当する額とする。</p> <p>一 法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給に要した費用の額</p> <p>二 法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者に係る居宅支援サービス費、特例居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費、居宅支援住宅改修費、居宅支援サービス計画費、特例居宅支援サービス計画費、高額居宅支援サービス費、特定入所者支援サービス費及び特例特定入所者支援サービス費の支給に要した費用の額</p> <p>2 法第一百二十二条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合においては、居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅支援サービス費、特例居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費又は居宅支援住宅改修費の支給に要した費用の額は、法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条</p>			

第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

(国の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額)

第一条の三 法第一百二十二条の二第一項の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における同項に規定する介護予防事業（以下「介護予防事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額とする。

2 法第一百二十二条の二第二項の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における同項に規定する包括的支援事業等支援額（以下「包括的支援事業等支援額」という。）の百分の五十に相当する額とする。

(都道府県の介護給付費等に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

3 (略)

法第一百二十三条第三項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額とする。

4 法第一百二十三条第四項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額とする。

(市町村の一般会計における介護給付費等に対する負担金の額)

第三条 (略)

(略)

法第一百二十四条第三項の規定により、毎年度市町村が市町村において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額とする。

5 (平成十八年度から平成二十年度までの第二号被保険者負担率) 法第一百二十四条第四項の規定により、毎年度市町村が市町村において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額とする。

6 (平成十八年度から平成二十年度までの第二号被保険者負担率) 第五条 平成十八年度から平成二十年度までの法第一百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率は、百分の三十一とする。

7 (平成十九年度から平成二十一年度までの第二号被保険者負担率) 法第一百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(地域支援事業支援交付金の額)

第五条の二 法第一百二十六条第一項の規定により、毎年度支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金の額は、各市町村につき、当該年度における介護予防事業に要する費用の額に

法第一百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(略)

8 (財政安定化基金による交付事業) 第六条 法第一百四十七条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金（以下「基金事業交付金」という。）の交付は、計画期間（同条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）の最終年度において行うものとする。

9 (財政安定化基金による交付事業) 第六条 法第一百四十七条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金（以下「基金事業交付金」という。）の交付は、計画期間（同条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）の最終年度において行うものとする。

(略)

10 (財政安定化基金による交付事業) 第六条 法第一百四十七条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金（以下「基金事業交付金」という。）の交付は、事業運営期間（同条第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。以下同じ。）の最終年度において行うものとする。

(略)

11 (財政安定化基金による交付事業) 第六条 法第一百四十七条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金（以下「基金事業交付金」という。）の交付は、事業運営期間（同条第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。以下同じ。）の最終年度において行うものとする。

(略)

12 (財政安定化基金による交付事業) 第六条 法第一百四十七条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金（以下「基金事業交付金」という。）の交付は、事業運営期間（同条第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。以下同じ。）の最終年度において行うものとする。

(略)

13 (財政安定化基金による交付事業) 第六条 法第一百四十七条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金（以下「基金事業交付金」という。）の交付は、事業運営期間（同条第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。以下同じ。）の最終年度において行うものとする。

(略)

14 (財政安定化基金による交付事業) 第六条 法第一百四十七条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金（以下「基金事業交付金」という。）の交付は、事業運営期間（同条第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。以下同じ。）の最終年度において行うものとする。

(略)

第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

(都道府県の介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

3 (略)

法第一百二十三条第三項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額とする。

4 法第一百二十四条第三項の規定により、毎年度市町村が市町村において負担する額は、当該市町村につき、当該年度における介護予防事業に要する費用の額の百分の三十二とする。

5 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第三条 (略)

(略)

6 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

7 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第三条 (略)

(略)

8 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

9 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第三条 (略)

(略)

10 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

11 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

12 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

13 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

14 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

15 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

16 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

17 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

18 (市町村の一般会計における介護給付費に対する負担金の額)

第二条 (略)

(略)

）は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 計画期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額（法第二百二十二条第一項に規定する市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用について、当該市町村につき第一条第二項の規定の例により算定した費用の額とする。以下「標準給付費額」という。）地域支援事業（法第一百五十三条第十八に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第一百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合算額の見込額の総額から、計画期間の各年度における令第三十八条第三項第二号に掲げる額のうち標準給付費額及び地域支援事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の見込額の総額を控除して得た額

二 計画期間における保険料収納必要額

（略）

（財政安定化基金による貸付事業）

第七条 法第一百四十七条第一項第二号に掲げる事業に係る貸付金（以下「基金事業貸付金」という。）の貸付けは、計画期間の各年度（最終年度を除く。）においては単年度基金事業対象収入額が単年度基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、計画期間の最終年度においては基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、それを行ふものとする。

2 前項の単年度基金事業対象収入額（以下「単年度基金事業対象収入額」という。）は、各市町村につき、計画期間の各年度において収納した保険料の総額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第二百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負担金の額、法第二百二十二条の規定による調整交付金の額、法第二百二十二条の二並びに第二百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額、法第二百二十五条の規定による介護給付費交付金の額、法第二百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額、法第二百二十七条及び第二百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びに当該年度前の年度において生じた決算上の剩余金のうち標準給付費額に充るべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

3 第一項の単年度基金事業対象費用額（以下「単年度基金事業対象費用額」という。）は、各市町村につき、計画期間の各年度における標準給付費額、地域支援事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額及び基金事業借入金の償還に要する費用の額の合算額とする。

4 第一項の基金事業貸付金の額は、各市町村につき、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に一・一を乗じて得た額を限度とする。

一 計画期間の各年度（最終年度を除く。）当該各年度における単年度基金事業対象費用額から単年度基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額

二 計画期間の最終年度 イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額とする。（イ）当該計画期間における基金事業対象費用額を控除して得た額の見込額

ロ 当該計画期間における基金事業借入金（最終年度に係るも

）は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 事業運営期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額（法第二百二十二条第二項に規定する市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用については、当該市町村につき第一条第二項の規定の例により算定した費用の額とする。以下「標準給付費額」という。）、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第一百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合算額の見込額の総額から、事業運営期間の各年度における令第三十八条第三項第二号に掲げる額のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の見込額の総額を控除して得た額

二 事業運営期間における保険料収納必要額

（略）

（財政安定化基金による貸付事業）

第七条 法第一百四十七条第一項第二号に掲げる事業に係る貸付金（以下「基金事業貸付金」という。）の貸付けは、事業運営期間の各年度（最終年度を除く。）においては単年度基金事業対象収入額が単年度基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、事業運営期間の最終年度においては基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、それを行ふものとする。

2 前項の単年度基金事業対象収入額（以下「単年度基金事業対象収入額」という。）は、各市町村につき、事業運営期間の各年度において収納した保険料の総額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第二百二十三条第一項及び第二項並びに第二百二十四条の規定による負担金の額、法第二百二十二条の規定による調整交付金の額、法第二百二十五条の規定による介護給付費交付金の額、法第二百二十七条及び第二百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びに当該年度前の年度において生じた決算上の剩余金のうち標準給付費額に充るべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

3 第一項の単年度基金事業対象費用額（以下「単年度基金事業対象費用額」という。）は、各市町村につき、事業運営期間の各年度における標準給付費額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額及び基金事業借入金の償還に要する費用の額の合算額とを限度とする。

4 第一項の基金事業貸付金の額は、各市町村につき、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に一・一を乗じて得た額を限度とする。

一 事業運営期間の各年度（最終年度を除く。）当該各年度における単年度基金事業対象費用額から単年度基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額

二 事業運営期間の最終年度 イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（当該事業運営期間において実績保険料収納額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額からハに掲げる額を控除して得た額とする。）

イ 当該事業運営期間における基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額

ロ 当該事業運営期間における基金事業借入金（最終年度に係るも

のを除く。) 及び基金事業交付金の額

ハ 当該計画期間における保険料収納下限額から実績保険料収納額を控除して得た額の見込額

6 基金事業貸付金の据置期間は当該貸付けを受けた計画期間の最終年度の末日までとし、償還期限は当該計画期間の次の最終年度の末日とする。

(略)

7 (略)

(予定保険料収納額の算定方法)

第八条 予定保険料収納額は、各市町村における保険料収納必要額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額とする。

(実績保険料収納額の算定方法)

第九条 実績保険料収納額は、各市町村につき、計画期間において収納した保険料の合算額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額とする。

(基金事業対象収入額の算定方法)

第十一条 基金事業対象収入額は、各市町村につき、計画期間における実績保険料収納額の総額、法第百二十一一条、第百二十三條第一項及び第二項並びに第百二十四条の規定による負担金の総額、法第百二十二条の規定による調整交付金の総額、法第百二十二条の二並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の総額、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金の総額、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の総額、法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

「(基金事業対象収入額の算定方法)」
第十二条 基金事業対象収入額は、各市町村について、計画期間において生じた決算上の剩余额であつて現計画期間に繰り越されたもののうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

(基金事業対象費用額の算定方法)

第十三条 基金事業対象費用額は、各市町村における標準給付費額の総額、地域支援事業に要する費用の総額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の総額及び基金事業借入金の償還に要する費用の総額の合算額とする。

(財政安定化基金拠出金の額の算定方法等)

第十四条 法第百四十七条第三項の規定により、計画期間において都道府県が市町村から徴収する財政安定化基金拠出金(以下この条において「拠出金」という。)の額は、各市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。
一 当該計画期間における当該都道府県内の各市町村の標準給付費額及び地域支援事業に要する費用の額の見込額の合算額の合算額(次号において「都道府県内標準給付費等総額」という。)
に財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を乘じて得た額から法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額の三分の一に相当する額を控除して得た額
二 当該計画期間における当該市町村の標準給付費額及び地域支援事業に要する費用の額の見込額の合算額を都道府県内標準給付費等総額で除して得た率

付する額(以下この条において「拠出金年度納付額」という。)については、計画期間の初年度(以下この条において「初年度」という。)における拠出金年度納付額は、各市町村につき、当該市町村の拠出金の額の三分の一に相当する額以上の額と

(基金事業運営期間における保険料収納下限額から実績保険料収納額を控除して得た額の見込額)

るものとし、(略)

ハ 当該事業運営期間における保険料収納下限額から実績保険料収納額を控除して得た額の見込額

6 基金事業貸付金の据置期間は当該貸付けを受けた事業運営期間の最終年度の末日までとし、償還期限は当該事業運営期間の次の事業運営期間の最終年度の末日とする。

(略)

(予定保険料収納額の算定方法)

第八条 予定保険料収納額は、各市町村における保険料収納必要額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額とする。

(実績保険料収納額の算定方法)

第九条 実績保険料収納額は、各市町村における保険料収納額の合算額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額とする。

(基金事業対象収入額の算定方法)

第十一条 基金事業対象収入額は、各市町村における実績保険料収納額の総額、法第百二十一一条、第百二十三條第一項及び第二項並びに第百二十四条の規定による負担金の総額、法第百二十四条の規定による調整交付金の総額、法第百二十二条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額並びに当該事業運営期間(以下この条において「現事業運営期間」という。)の前年の事業運営期間において生じた決算上の剩余额であつて現事業運営期間に繰り越されたもののうち標準給付費額に充てるべきものと

して厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

(基金事業対象費用額の算定方法)

第十二条 法第百四十七条第三項の規定により、事業運営期間において都道府県が市町村から徴収する財政安定化基金拠出金(以下この条において「拠出金」という。)の額は、各市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 当該事業運営期間における当該都道府県内の各市町村の標準給付費額の見込額の合算額(次号において「都道府県内標準給付費等総額」という。)に財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を乗じて得た額から法第百四十七条第七項に規定する収入の見込額の三分の一に相当する額を控除して得た額
二 当該事業運営期間における当該市町村の標準給付費額の見込額の合算額を都道府県内標準給付費等総額で除して得た率

2 前項の拠出金の額のうち計画期間の各年度において市町村が納付する額(以下この条において「拠出金年度納付額」という。)については、計画期間の初年度(以下この条において「初年度」という。)における拠出金年度納付額は、各市町村につき、当該市町村の拠出金の額の三分の一に相当する額以上の額と

2 前項の拠出金の額のうち計画期間の各年度において市町村が納付する額(以下この条において「拠出金年度納付額」という。)については、計画期間の初年度(以下この条において「初年度」という。)における拠出金年度納付額は、各市町村につき、当該市町村の拠出金の額の三分の一に相当する額以上の額と

度及び初年度の次の年度（以下この条において「次年度」という。）における拠出金額の合算額は、各市町村につき、当該市町村の拠出金の額の三分の二に相当する額以上の額とする。

3

第一項第一号の財政安定化基金拠出率は、当該計画期間におけるすべての都道府県の財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合算額から基金事業借入金の償還見込額の総額を控除して得た額の合算額の三分の一に相当する額を、当該計画期間におけるすべての市町村の標準給付費額及び地域支援事業に要する費用の額の見込額の総額の合算額で除して得た数等を勘案して、三年ごとに、厚生労働大臣が定める率とする。

4

法第百四十七条第五項の規定により、計画期間において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額は、第一項第一号に掲げる額に三乗じて得た額とする。

5 前項の額のうち計画期間の各年度において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額から当該年度における拠出金年度納付額の総額及び当該年度における第七項に規定する国庫年度負担額の合算額を控除して得た額（以下この条において「都道府県年度負担額」という。）については、初年度における都道府県年度負担額は第一項第一号に掲げる額の三分の一に相当する額以上の額とし、初年度及び次年度における都道府県年度負担額の合算額は第一項第一号に掲げる額の三分の二に相当する額以上の額とする。

6

（略）

下この条において「国庫年度負担額」という。）については、初年度における国庫年度負担額は第一項第一号に掲げる額の三分の一に相当する額とし、初年度及び次年度における国庫年度負担額の合算額は第一項第一号に掲げる額の三分の二に相当する額以上の額とする。

7

（略）

前項の額のうち事業運営期間の各年度において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額から当該年度における拠出金年度納付額の合算額及び当該年度における第七項に規定する国庫年度負担額の合算額を控除して得た額（以下この条において「都道府県年度負担額」という。）については、初年度における都道府県年度負担額は第一項第一号に掲げる額の三分の一に相当する額以上の額とし、初年度及び次年度における都道府県年度負担額の合算額は第一項第一号に掲げる額の三分の二に相当する額以上の額とする。

3 第一項第一号の財政安定化基金拠出率は、当該事業運営期間におけるすべての都道府県の財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合算額から基金事業借入金の償還見込額の総額を控除して得た額の合算額の三分の一に相当する額を、当該事業運営期間におけるすべての市町村の標準給付費額の見込額の総額の合算額で除して得た数等を勘案して、三年ごとに、厚生労働大臣が定める率とする。

4

法第百四十七条第五項の規定により、事業運営期間において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額は、第一項第一号に掲げる額に三乗じて得た額とする。

5 前項の額のうち事業運営期間の各年度において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額から当該年度における拠出金年度納付額の合算額及び当該年度における第七項に規定する国庫年度負担額の合算額を控除して得た額（以下この条において「都道府県年度負担額」という。）については、初年度における都道府県年度負担額は第一項第一号に掲げる額の三分の一に相当する額以上の額とし、初年度及び次年度における都道府県年度負担額の合算額は第一項第一号に掲げる額の三分の二に相当する額以上の額とする。

6

（略）

前項の額のうち計画期間の各年度において国が負担する額（以下この条において「国庫年度負担額」という。）については、初年度における国庫年度負担額は第一項第一号に掲げる額の三分の一に相当する額とし、初年度及び次年度における国庫年度負担額の合算額は第一項第一号に掲げる額の三分の二に相当する額以上の額とする。

7

（略）

前項の額のうち事業運営期間の各年度において国が負担する額（以下この条において「国庫年度負担額」という。）については、初年度における国庫年度負担額は第一項第一号に掲げる額の三分の一に相当する額とし、初年度及び次年度における国庫年度負担額の合算額は第一項第一号に掲げる額の三分の二に相当する額以上の額とする。

（市町村相互財政安定化事業の調整方法）

第十六条 法第百四十八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業は、事業実施期間（同条第二項に規定する事業実施期間をいう。以下同じ。）において、各特定市町村（同項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）につき、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合にあっては第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として規約（同条第三項の規約をいう。以下同じ。）で定めるところにより算定した額を負担し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合にあっては第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額を基準として規約で定めるところにより算定した額を交付することにより行うものとする。

一 （略）

二 事業実施期間における各年度のイに掲げる額の合算額の見込額から口に掲げる額の合算額を控除して得た額の合算額

イ 標準給付費額、地域支援事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額及び基金事業借入金の償還に要する費用の額の合算額

ロ 法第一百二十二条第一項及び第二項並びに第二十四条の規定による負担金の額、法第一百二十三条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定による負担金の額、法第一百二十二条の二並びに第二十一条第三項及び第四項の規定による交付金の額、法第一百二十一条の規定による介護給付費交付金の額並びに法第一百二十六

条の規定による地域支援事業支援交付金の額の合算額

（調整保険料率の算定方法）

第十七条 事業実施期間における調整保険料率に係る法第百四十八条

（調整保険料率の算定方法）

第十七条 事業実施期間における調整保険料率に係る法第百四十八条

条第二項に規定する政令で定める基準は、事業実施期間ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を標準として規約で定める額とする。

一 各特定市町村の事業実施期間における各年度のイに掲げる額の合算額の見込額からロに掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額の合算額

イ 標準給付費額、地域支援事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額及び基金事業借入金の償還に要する費用の額の合算額

ロ 法第一百二十二条、第一百二十三条第一項及び第二項並びに第一百二十四条の規定による負担金の額、法第一百二十二条の規定による調整交付金の額、法第一百二十二条の二並びに法第一百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額、法第一百二十五条の規定による介護給付費交付金の額並びに法第一百二十六

条の規定による地域支援事業支援交付金の額の合算額

二 (略)

(医療保険者が合併、分割又は解散をした場合における納付金の額の算定の特例に係る老人保健法施行令の準用)

第十八条 老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)

第二十二条の規定は、医療保険者が合併、分割又は解散をした場合における法第一百五十四条に規定する介護給付費納付金の額の算定の特例について準用する。この場合において、同令第二十二条

中「保険者」とあるのは「医療保険者」と、「拠出金の額は、」とあるのは「介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)」第一百五十二条の規定による納付金(以下「納付金」という。)の額は、

「と、「合併等年度の拠出金」とあるのは「合併等年度の納付金」と、「の医療費拠出金」とあるのは「の納付金」と、「法第五十四条ただし書」とあるのは「介護保険法第一百五十二条ただし書

と、「概算医療費拠出金」とあるのは「概算納付金」と、「確

二 (略)

(医療保険者が合併、分割又は解散をした場合における納付金の額の算定の特例に係る老人保健法施行令の準用)

第十八条 老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)

第二十二条の規定は、医療保険者が合併、分割又は解散をした場合における法第一百五十四条に規定する介護給付費納付金の額の算定の特例について準用する。この場合において、同令第二十二条

中「保険者」とあるのは「医療保険者」と、「拠出金の額は、」とあるのは「介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)」第一百五十二条の規定による納付金(以下「納付金」という。)の額は、

「と、「合併等年度の拠出金」とあるのは「合併等年度の納付金」と、「の医療費拠出金」とあるのは「の納付金」と、「法第五十四条ただし書」とあるのは「介護保険法第一百五十二条ただし書

と、「概算医療費拠出金」とあるのは「概算納付金」と、「確

定医療費拠出金」とあるのは「確定納付金」と読み替えるものとする。

「と、「確定医療費拠出金」とあるのは「確定介護給付費納付金」と読み替えるものとする。

条第二項に規定する政令で定める基準は、事業実施期間ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を標準として規約で定める額とする。

一 各特定市町村の事業実施期間における各年度のイに掲げる額の合算額の見込額からロに掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額の合算額

イ 標準給付費額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額及び基金事業借入金の償還に要する費用の額の合算額

ロ 法第一百二十二条、第一百二十三条及び第一百二十四条の規定による負担金の額、法第一百二十二条の規定による調整交付金の額並びに法第一百二十五条の規定による介護給付費交付金の額の合算額

イ 標準給付費額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額及び基金事業借入金の償還に要する費用の額の合算額

ロ 法第一百二十二条、第一百二十三条及び第一百二十四条の規定による負担金の額、法第一百二十二条の規定による調整交付金の額並びに法第一百二十五条の規定による介護給付費交付金の額の合算額

二 (略)

(医療保険者が合併、分割又は解散をした場合における納付金の額の算定の特例に係る老人保健法施行令の準用)

第十八条 老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)

第二十二条の規定は、医療保険者が合併、分割又は解散をした場合における法第一百五十四条に規定する介護給付費納付金の額の算定の特例について準用する。この場合において、同令第二十二条

中「保険者」とあるのは「医療保険者」と、「拠出金の額は、」とあるのは「介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)」第一百五十二条の規定による納付金(以下「納付金」という。)の額は、

「と、「合併等年度の拠出金」とあるのは「合併等年度の納付金」と、「の医療費拠出金」とあるのは「の納付金」と、「法第五十四条ただし書」とあるのは「介護保険法第一百五十二条ただし書

と、「概算医療費拠出金」とあるのは「概算納付金」と、「確

(施行期日)
附則

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(地域支援事業の額に関する経過措置)

第二条 平成十八年度の介護保険法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、第一条の規定による改正後の介護保険法施行令(以下「新令」という。)第三十七条の二第一項及び第三項の規定にかかるわらず、同条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・五」と、同条第三項中「百分の一・五を乗じて得た額と」とあるのは「百分の〇・五を乗じて得た額と」とする。

2 平成十九年度の介護保険法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項及び第三項の規定にかかるわらず、同条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とあるのは「百分の一・五を乗じて得た額と」とあるのは「百分の〇・八を乗じて得た額と」とする。

第三条 平成十九年度に地域包括支援センター(介護保険法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。次項において同じ。)を設置する市町村における平成十八年度の同法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項及び第三項並びに前条第一項の規定にかかるわらず、平成十八年度の給付見込額(同条第一項に規定する給付見込額をいう。次項において同じ。)に、介護予防事業(介護保険法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この条において同じ。)については百分の一・五、介護保険法第百十五條の三十八に規定する地域支援事業(介護予防事業を除く。次項において同じ。)については百分の〇・五をそれぞれ乗じた額とする。

2 平成二十年四月に地域包括支援センターを設置する市町村における平成十八年度及び平成十九年度の介護保険法第百十五条の三十八第三項

に規定する政令で定める額は、新令第三十七条の二第一項及び第三項並びに前条の規定にかかるわらず、平成十八年度及び平成十九年度の給付見込額に、介護予防事業については百分の一・五、地域支援事業については百分の〇・五をそれぞれ乗じた額とする。

(保険料率の算定に関する基準の特例)

第四条 市町村は、次に掲げる第一号被保険者の平成十八年度及び平成十九年度における保険料率の算定に係る新令第三十八条第一項の標準割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この条において同じ。)及び新令第三十九条第一項の割合については、これらの規定にかかるわらず、これらの規定により適用されることとなる標準割合又は割合を下回る割合を定めることができる。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第二項に規定する者

二 前号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、平成十八年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町

村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。)が課されていないもの(平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。)

三 地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に規定する者

四 前号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの(平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は同号に規定する者である場合に限る。)

2 市町村は、前項の規定により、同項に規定する標準割合又は割合を下回る割合を定めるに当たつては、保険料収納必要額(新令第三十八条

第三項に規定する保険料収納必要額をいう。)を保険料により確保することができるようにするものとする。